



# 北斗市 つながるハンドブック

(令和 8年 3月 22日現在)



## 社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

北斗市つながるハンドブックは、地域住民の暮らしを支える地域活動や相談窓口、制度やサービスの情報を集めたものです。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための生活サポートを目的としております。

掲載スペースの都合で全ての内容は掲載できておりませんので、詳しい情報等については各問合せ先にご連絡をお願いします。

また、今後の内容の充実をはかるため、新たな情報等がございましたら、ぜひお知らせください。

# ◆◆◆目次◆◆◆

## 【高齢者関連】

相談の窓口	P1～P2
医療費・介護サービス等への助成	P2～P3
日常生活用具など	P3
日常生活の支援	P4～P7
給付制度	P8
交流・学びの場	P8～P9
その他の支援等	P10
その他相談窓口	P11
サロン活動一覧	P12

## 【障害者（児）関連】

相談の窓口	P13～P14
手帳の交付	P14～P15
医療費の助成など	P15
日常生活の支援	P16～P19
社会参加の促進	P20
減免・軽減制度	P21～P23
年金・手当・貸付など	P23～P25
障害者団体等	P25～P26

## 【児童関連】

相談の窓口	P27～P28
手帳の交付	P29
給付・手当・貸付など	P29～P30
医療費助成など	P31～P32
日常生活の支援	P32～P33
保育関係	P33～P34
交流関係	P34～P35

## 【生活困窮関連】

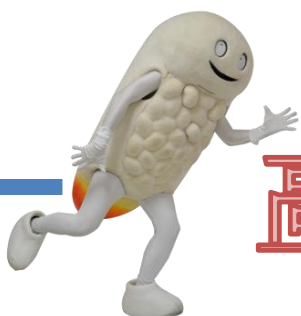
相談の窓口	P36
日常生活の支援	P36～P37
減免・助成	P37～P38
就労支援	P38～P39

## 【その他関連】

北斗市の相談の窓口	P40～P41
国・道の相談の窓口	P41～P43
就業関係	P44
法曹関係	P44～P45
女性関係	P46
その他	P47



【別紙】 北斗市内の介護保険サービス事業所一覧  
 北斗市内の医療機関一覧  
 北斗市内の障がい者（児）施設一覧



# 高齡者關連

## 【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>高齢者・介護総合相談窓口</p>	<p>高齢者福祉等や介護保険の総合相談。介護保険に関する各種相談や申請を受け付けております。</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>地域包括支援センターかけはし</p>	<p>介護保険やその他保健・医療・福祉サービスについて、高齢者の方への虐待や認知症に関する相談、高齢者を介護している家族の方のお悩みなど、あらゆる相談に経験豊富な専門職が対応します。内容によっては、適切な関係機関へつなぎます。</p>	<p>☎0138-74-2530 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター</p>	<p>医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していけるように、在宅医療に関する不安やお悩みの相談を受けたり、医療機関や介護事業所などの情報提供を行います。また、高齢者の医療・介護に携わる関係者の方々の連携サポートも行います。</p>	<p>☎0138-42-1232 (平日)8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>北斗市在宅介護支援センター</p>	<p>在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じています。 ※市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者とその家族など対象</p>	<p>①在宅介護支援センターはまなすの里 ☎0138-73-1310 月～金曜日 8：30～17：30 ②在宅介護支援センターかみいそ ☎0138-49-2123 平日 8：45～17：15 土曜日 8：45～12：30 ※年末年始、お盆、祝祭日を除く ③美ヶ丘在宅介護支援センター ☎0138-77-7346 ※電話相談は24時間365日 ④在宅介護支援センター清華園 ☎0138-74-3066 平日 8：30～17：00 土曜日 8：30～13：00 ※年末年始、祝日を除く</p>

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
消費生活相談	消費者契約に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を開設し、専門の相談員が消費生活にかかわる相談や問い合わせを受けます。	(月曜日)北斗市総合分庁舎 ☎0138-77-8811 (木曜日)北斗市役所 ☎0138-74-2530 10:00~15:00 ※年末年始、祝日を除く
北海道いのちの電話	自殺を考えるほどの深い悩み、苦しみ、辛さを抱え、誰にも相談出来ずにいる方々の相談電話です。	☎011-231-4343 (24時間受付)

### 【医療費・介護サービス等への助成】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
老人医療費の助成	70歳以上の方の健康保険が適用される医療費の一部を助成します。 【入院外診療（調剤は除く）】 保健医療機関等ごとひと月最大400円 ※負担金額が400円未満の時はその金額 【入院診療を受けた場合】 保健医療機関等ごとに1日につき最大300円 ※継続して2ヶ月を限度	北斗市役所民生部 国保医療課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30~17:00 ※年末年始、祝日を除く
高齢者の予防接種	インフルエンザワクチン等、市内に住所のある高齢者を対象に助成がある場合があります。	
介護利用サービス者の負担軽減	介護老人福祉施設サービス等の利用者のうち、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、社会福祉法人等が実施する利用者負担軽減事業に関し助成金を交付します。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30~17:00 ※年末年始、祝日を除く
施設サービス利用料の助成	介護保険施設等を利用する低所得者を対象に、施設サービスを利用するための負担金（居住費部分の一部）を助成することにより、低所得者の負担を軽減し、福祉の増進を図ります。	

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
中等度難聴者に対する補聴器購入費の助成	聴力の低下によりコミュニケーションに支障が生じている方に対し、補聴器購入費の一部を助成し、補聴器の使用により生活の質の向上及び社会参加促進を図ります。 ※条件等確認必要。購入後の申請は対象になりません	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
がん患者アピランス支援事業	がん治療に伴う外見の変化や社会活動への参加に対する不安を和らげ、誰もが自分らしく活躍できるよう、ウィッグおよび胸部補正具等購入費用を助成します。※助成上限2万円。条件等確認必要	

## 【日常生活用具など】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
緊急通報システムの設置	日常生活に不安がある重度の身体障がい者や高齢者の方に対し、緊急時に対応するための緊急通報システムを貸与します。 ※NTT回線を利用しますので、回線がない場合はご利用になれません	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
高齢者ふれあい入浴券の交付	公衆浴場を通じて地域の方々とふれあいを深める機会を促進し、生きがいの充実を図るため、高齢者ふれあい入浴券を交付しています。 ※1回300円の入浴券を12枚交付 ※1回につきご本人のみ1枚使用できます ※入浴料との差額は自己負担です	
家族介護用品の支給	要介護4又は要介護5の認定を受けた在宅の高齢者の方を介護している低所得世帯の家族の方を対象に、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を購入できる10万円分の給付券を支給します。 ※家族介護者交流事業に参加される方は7万5000円	
車いす貸出	市内在住で短期間に車いすが必要な方に対して、無料で貸し出しを行っています。	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く

## 【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
介護保険サービス	<p>介護保険制度は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要となった時には、サービスを利用できる仕組みとなっています。住み慣れた地域でみなさんが安心して暮らしていくために北斗市が運営しています。</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
高齢者世帯向け公営住宅	<p>住宅確保に困っている60歳以上の方や、障害支援区分4級以上の障がい者等を対象とした特定目的市営住宅であり、現在、久根別団地に1棟、中野通団地に2棟、緑ヶ丘団地に3棟の計6棟（44戸）が整備されています。</p>	<p>北斗市役所建設部 都市住宅課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
除雪サービス	<p>除雪が困難な重度の身体障がい者世帯や高齢者世帯に対して、生活路の確保のために自宅の玄関前などから公道出入口までの除雪を行います。</p>	
軽度生活の援助	<p>65歳以上の1人暮らし、又は夫婦世帯、65歳未満の初老期の認知症の方などを対象に、外出時の援助、食事・食材の確保、寝具類の洗濯など軽易な日常の生活援助を行います。</p>	
訪問理美容サービス	<p>老衰、心身の障害及び傷病などにより理容院や美容院に出向くことが困難である在宅の重度の身体障がい者の方などに対して、理容師または美容師が居宅を訪問し、理容または美容のサービスを行います。</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
生活管理指導員の派遣	<p>在宅の高齢者であって、基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、居宅に生活管理指導員の派遣を行います。</p>	

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>高齢者食生活改善教室</p>	<p>高齢者の方ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援するために、食生活改善教室を開催します。</p>	
<p>高齢者のための頭と身体の活性化教室</p>	<p>高齢者の方ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした老後生活を送れるように支援するため、転倒予防や加齢に伴う運動機能の低下を防止する高齢者向け筋力トレーニング教室を開催します。</p>	
<p>運転免許証自主返納 高齢者タクシー利用助成</p>	<p>高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納された方を対象に、タクシー利用券（100円相当分150枚）を交付しています。</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>高齢者世帯等 住宅改修費の補助</p>	<p>高齢者世帯等における介護及び住宅改修並びに家具転倒防止器具の取付けに伴う費用の負担軽減を図るとともに、高齢者等における安全で快適な住環境の確保と自立した日常生活を営むことができるよう支援します。</p>	
<p>布団乾燥サービス</p>	<p>要介護4又は要介護5程度の高齢者の方を対象に、寝具の丸洗い乾燥ができる利用券を1人に対し年間2枚交付します。</p>	
<p>特殊詐欺等防止対策 機器購入費の補助</p>	<p>電話による詐欺を未然に防ぐため、詐欺などの悪質な電話を予防・抑止する効果が期待できる電話機器等の購入費の一部を助成します。</p>	<p>北斗市役所市民部 市民課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>巡回ワゴン</p>	<p>鉄道やバスを利用しにくい地域について、買い物や通院といった日常生活に必要な移動を確保するために導入しています。日々のお買い物や通院などにご利用ください。 ※時刻等についてはお問い合わせください</p>	<p>北斗市役所総務部 企画課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>認知症高齢者見守り 二次元コードシール 活用事業（どこシル伝言板®）</p>	<p>認知症の高齢者等が行方不明になったときや警察等に保護された際に、早期に身元がわかり親族や支援者と連絡がとれる見守り二次元コードシールを交付します。</p> <p>【対象者】 市内に住所を有し、かつ介護保険施設等に入所していない在宅で生活する以下に当てはまる方 ①認知症やその他の疾患により行方不明になる可能性のあるおおむね65歳以上の高齢者 ②その他特別に市長が必要と認める方</p> <p>【交付枚数】 ・対象者1人あたり30枚</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>配食サービス</p>	<p>おおむね65歳以上の1人暮らし、又は夫婦世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事の提供や安否確認等を目的とした昼食・夕食の訪問配食サービスを実施します。</p>	<p>（この欄は上記の問い合わせ先と共通）</p>
<p>福祉有償運送</p>	<p>一般の公共交通機関を利用することが困難な身体の不自由な方や高齢者の外出を支援するため、社会福祉法人等が移送サービスを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人北斗市社会福祉協議会</li> <li>・社会福祉法人上磯はまなす</li> <li>・社会福祉法人侑愛会</li> </ul>	<p>（この欄は上記の問い合わせ先と共通）</p>
<p>配食サービス（民間業者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コープの配食クルリン ☎0120-279-949</li> <li>・マルト給食センター ☎0138-73-8435</li> </ul>	<p>詳細は各事業所に問合せください。</p>
<p>郵便による不在者投票</p>	<p>郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方、又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。</p>	<p>北斗市選挙管理委員会 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>成年後見制度利用支援</p>	<p>判断能力が不十分な認知症高齢者などが、成年後見制度により保護を受け、自立した地域生活を送ることができるように支援します。</p> <p>①判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者 ②配偶者もしくは4親等以内の親族がいない、またはこれらの親族がいても音信不通の状況にあるなどの事情がある方</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 北斗市地域包括支援センター かけはし ☎0138-74-2530 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
介護タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株) おしま福祉介護ハイヤー ☎0138-48-8887 ☎090-6444-7887</li> <li>・ 窓合同会社 ☎0138-73-6297</li> <li>・ らくらく北豊福祉タクシー ☎0138-77-7707 ☎0800-800-3535</li> <li>・ 福祉タクシーあん ☎080-2944-2525</li> <li>・ 福祉ハイヤーYours (ユアーズ) ☎080-1295-7177</li> </ul>	詳細は各事業所に問合せください。
日常生活自立支援事業	日常生活上の判断に不安がある方（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がいがある方）が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などお手伝いします。	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
高齢者の生活を支える 北斗市社会資源集	高齢者の在宅生活の継続に必要な地域資源（食料品の配達、移動販売など）を調査し、発行・無料配布しています。配布場所は、市役所、七重浜住民センター、総合分庁舎です。	
ぷちぼら (有償ボランティア事業)	<p>日常生活のちょっとした困りごとを、お手伝いできる方（提供会員）を紹介して解決する、住民参加型の助け合い活動です。</p> <p>【対象者】市内在住、65歳以上の方 ※介護保険制度を利用できる場合は、制度を優先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重作業：草取り、家具の移動など 提供会員1人につき30分500円</li> <li>・ 軽作業：買い物代行、電球交換など 提供会員1人につき30分300円</li> </ul>	
生活福祉資金貸付制度	低所得者・障がい者または高齢者の世帯に対し、必要な資金の貸付と相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とするものです。 ※条件等確認必要	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
生活応急資金の貸付	少額で不時の出費のため一時的に困窮する市民に対し、その生活の安定を図ることを目的として、金銭を貸し付けます。 ※保証人必要、条件等確認必要	

## 【給付制度】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
家族介護慰労金の支給	要介護4又は要介護5の認定を受けた高齢者を在宅で介護サービスを利用せず介護している低所得世帯の家族の方を対象に、年額10万円の介護慰労金を支給します。 ※本人、家族いずれも住民税非課税世帯が対象	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
介護手当支給	重度身体障がい者等を介護している家族に対し、介護の慰労のため、月額5,500円の介護手当を支給します。	
在日外国人高齢者福祉給付金	無年金者の在日外国人に対して、地域で安定した自立生活を支援するため、福祉給付金を支給します。 ①特別永住許可又は永住許可を受けている別に定める者は、月額12,000円とする。 ②重度身体障がい者又は療育手帳所持者のうち、重度の判定を受けている者は、月額25,000円とする。	北斗市役所民生部 社会福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く

## 【交流・学びの場】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
高齢者大学	高齢者大学を市内3か所（きらめき大学、浜分ふれあい大学、せせらぎ大学）設置しており、高齢者が講座を通じて教養と幅広い見識を深め、楽しみながら仲間づくりをしています。	北斗市教育委員会 社会教育課社会教育係 ☎0138-74-2000 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
老人クラブ	市内25クラブ約700名で構成され、パークゴルフ大会や各種研修会などを実施しています。高齢者が気軽に参加できる活動を行っています。	【事務局】 北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
サロン活動	地域の皆さんが身近な場所で気軽に仲間と集い、楽しみながら過ごすことができる集いの場所です。 ※P10サロン活動一覧参照	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>家族介護者教室の開催</p>	<p>要介護高齢者を介護している家族及び1人暮らしの高齢者の介護に携わっている近隣の援助者又は家族介護に対して理解若しくは関心のある北斗市民を対象に、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を取得させるための教室を開催します。</p> <p>【実施事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センターはまなすの里</li> <li>・在宅介護支援センターかみいそ</li> <li>・美ヶ丘在宅介護支援センター</li> <li>・在宅介護支援センター清華園</li> </ul>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>家族介護者交流会の開催</p>	<p>寝たきり又は認知症の高齢者等を在宅で介護している家族の方を対象に、介護の慰労と介護者相互の交流を図るため、1泊2日による研修旅行を実施します。</p>	
<p>介護予防教室 (元気らしく教室)</p>	<p>高齢者がいきいきとした生活が送れるように、脳トレや筋力トレーニング、ストレッチを行う「元気楽しく教室」を開催しています。2コース（骨太コース、貯筋コース）があります。</p>	
<p>すみれの会 (ほくと市認知症の人と家族の会)</p>	<p>認知症に関する悩みや介護の相談、情報交換や勉強会など実施しています。当事者や認知症の人を介護している家族だけではなく、認知症のことをもっと知りたい人など誰でも参加できます。</p> <p>※毎月第3月曜日13:30～北斗市保健センター ※年会費 1,200円</p>	<p>北斗市地域包括支援センター かけはし ☎0138-74-2530 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>認知症カフェ</p>	<p>認知症カフェは、認知症の人、家族介護者や友人、地域住民、そして専門職が、年齢や所属、地域に関係なく、誰でも気軽に参加でき、お茶やコーヒーを飲みながらおしゃべりしたり、日頃の悩みを相談したり、情報交換できる場所です。</p>	

【その他の支援等】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>老人クラブ運営補助</p>	<p>市内の老人クラブに対し、老人クラブ連合会を通じて運営費を助成し、活動の支援をしています。具体的な金額や要件については、単位老人クラブの会員数や活動実態に基づき交付されます。</p>	<p>【事務局】            北斗市社会福祉協議会            ☎0138-74-2500            月～金曜日            8：30～17：00            ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>サロン活動支援事業</p>	<p>地域の皆さんが身近な場所で気軽に仲間と集い、楽しみながら過ごすことができる「憩いの場」を開設するお手伝いをします。また介護予防運動（体操・レクリエーション等含む）を実施する団体に対し、活動費を助成しています。</p>	<p>北斗市社会福祉協議会            ☎0138-74-2500            月～金曜日            8：30～17：00            ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>認知症ケアパス</p>	<p>認知症の人やその家族が安心して暮らしていくために、認知症についての基礎知識や状態等に合わせて利用できるサービスをあらかじめ知ることができます。</p>	<p>北斗市役所民生部            保健福祉課            ☎0138-73-3111            月～金曜日            8：30～17：00            ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>生活管理指導短期宿泊</p>	<p>在宅の高齢者であって、基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対して、要介護状態への進行を防止するため、規則で定める施設において、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図るため、短期間の宿泊をすることができます。</p>	<p>北斗市役所民生部            保健福祉課            ☎0138-73-3111            月～金曜日            8：30～17：00            ※年末年始、祝日を除く</p>

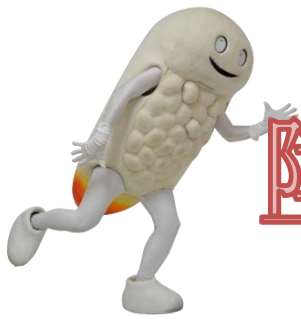
【その他相談窓口】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>安全運転相談ダイヤル</p>	<p>加齢に伴う身体機能の低下等のために自動車等の安全な運転に不安のある高齢者ドライバーやそのご家族、身体の障害や一定の症状を呈する病気等による症状のため、自動車運転に支障がある方等が、担当の職員に相談することができる窓口です。</p>	<p>函館方面本部 函館運転免許試験場適正係 ☎0138-46-2007 ☎#8080 月～金曜日 8：45～17：45 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>北海道救急医療情報案内センター (救急医療・広域災害情報システム)</p>	<p>休日や夜間などに急な病気やけがで医療機関を知りたい場合、年中無休、24時間体制で最寄りの当番医等医療機関の案内を行っております。</p>	<p>北海道健康づくり財団 ☎0120-20-8699 年中無休、24時間体制 (携帯用) ☎011-221-8699</p>
<p>道南圏域在宅歯科医療連携室</p>	<p>ご自宅・施設でお口や歯で悩んでいる方の相談窓口です。 ※利用対象者：寝たきり等で通院が困難な方</p>	<p>函館口腔保健センター内 ☎0138-76-0039 月～金曜日 9：00～16：00 ※木曜日は午前のみ</p>

## 【サロン活動一覧】

地区	実施主体	場所	開催日	時間帯	料金
浜分	ひまわりサロン	七重浜4丁目会館	毎月第3金曜日	午後1時～3時	無料
	すみれサロン	七重浜住民センター	毎月第1・3金曜日	午後1時～3時	無料
	はまっこサロン	七重浜住民センター	毎月第2水曜日 第4金曜日	午後1時～3時	無料（食事会時は必要額負担）
	浜分むくげサロン	浜分ふれあいセンター	毎月第2・3・4金曜日	午前10時～正午	1回100円 （食事会200円）
久根別	まごころ食堂～結び～ （株式会社 魅力）	まちかどサロンJUN	毎月第3火曜日	午後5時～7時	小人 無料 大人 300円
	はまなすサロン	久根別はまなす 町内会集会所	毎月第1・3水曜日	午前10時～正午	無料
	ふまねっとサロンひまわり	久根別住民センター	毎月第2木曜日 第3土曜日	午後1時30分～3時30分	無料
	シニア運動クラブ	久根別住民センター	毎週火曜日	午後1時～3時	その都度徴収
中央	ふれあいサロン	高齢者センター	毎月第1・3木曜日	午前9時30分～正午	年額 1,000円
	キャンディーズ	飯生住民センター	毎週金曜日	午後1時～3時	無料
沖川	さくらの会	清川農村センター	毎月第1・3木曜日	午前10時～11時30分	無料
谷川	富川団地ニコニコサロン	富川団地集会所	毎月第2・3・4木曜日	午前10時30分～11時30分	無料
	たまり場	谷好会館	毎週月～金曜日	午前10時～午後3時	無料
中野通	親友サロン	中野通会館	毎週水曜日・第3日曜日	午後1時30分～午後5時	月額 2,000円
石別	ふれあいふまねっとサロン	石別住民センター	毎月第2火曜日 第3木曜日	午前10時～11時30分	無料
本町	サロン楽活の会	公民館	毎月第2・4月曜日	午前10時～正午	1回 100円
	ふれあい食堂いこい （社会福祉法人緑花会）	本郷2丁目31番16号	毎週月～金曜日	午前9時30分～午後3時	無料（コーヒー100円、 月・水・金曜日限定30食日 替わりランチ300円）
市渡	サロン「たまゆらの家」	市渡643番地	毎週水曜日	午前10時～午後3時	会員1回 300円 （別途年会費 2,000円） 非会員1回 500円
		市渡会館	毎月第3月曜日	午後1時～3時	
萩野	おしゃべりルーム・はぎの	萩野会館	毎月第1・3火曜日	午後1時～3時	1回 300円
茂辺地	茂辺地地区 わくわくサロンひだまり	茂辺地住民センター	毎月第2・4月曜日	午後1時30分～3時30分	月額 200円
	茂辺地レクリエーションダンス ひなげしの会	茂辺地住民センター	毎週金曜日	午前10時～正午	月額 1,500円





# 障害者（児）関連

## 【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
北斗市障がい者総合相談窓口	障がい者等からの各種相談を受け、保健・医療・福祉等の関係者と連携を図りながら、適切な助言や福祉サービスを提供するなど、総合相談・総合支援を行っています。また、障がい者生活支援センター「ぱすてる」や地域にいる身体障害者相談員、知的障害者相談員とも連携を図っています。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
障害者生活支援センター ぱすてる	障がい児者に関する総合的な窓口 ・相談支援 ・地域生活支援拠点 ・コミュニケーション支援	☎0138-34-2611 9:00～18:00 ※電話は24時間受付
障がい者生活支援センター アシスト・ほくと	北斗市を中心とした居宅支援を展開し、障がい児者とご家族からの相談に応じて、地域での暮らしをサポートしています。北斗市内における相談支援のキーステーションとして、関係機関と連携を図っています。	☎0138-84-6681 月～土曜日 9:00～17:00 ※日曜、祝日、第2・4土曜日、 夏季・冬季休暇は除く
相談支援事業所 にじのはじまり	障がいのある方が、地域で自立して生活していく中での困りごとに関する相談に応じ、自立生活に必要な障害福祉サービスが受けられるように支援しています。障害のある方ご本人だけではなく、ご家族からの相談も受け付けます。	☎0138-76-2600 月～金曜日 9:00～17:00 ※土・日・祝日を除く
発達障害者支援センター あおいそら	地域で、自閉症を中心とする発達障がいをお持ちの方とその家族を支える、教育や福祉などの関係機関からの一般相談を受け、コンサルテーション、研修会の企画や講師派遣を行っています。	(相談支援専用) ☎0138-46-0851 火・木・土曜日 10:00～17:00
発達支援センター おしま地域療育センター	発達の遅れ、または障がいのある児童とその家族に対して、相談支援及び療育を行っています。	☎0138-46-6641 火～土曜日 9:00～17:00
道南障がい者 就業・生活支援センター すてっぷ	障がいの種別によらず就職相談を受けます。障がいをもつ方が職業生活における自立を図るために、必要なサポートを行います。 ・北海道広域相談支援体制整備 ※相談受付・訓練・就職活動サポートなど ※仕事のあっせんは行っておりません	☎0138-34-7177 月～土曜日 9:00～18:00 ※年末年始、祝日を除く
函館地域生活支援センター	地域で暮らす精神障がい者の方とその家族の相談に応じています。また、精神障がい者地域生活(退院促進)支援事業に取り組んでいます。	☎0138-54-6757 月～金曜日 10:00～19:00 土・日・祝日 9:00～13:30

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
国立障害者リハビリテーションセンター・自立支援局 函館視力障害センター	視覚に障がいがある方の自立支援を目的とした指定障害者支援施設です。 ・就労移行支援 ・施設入所支援 ※来所、見学は要予約	☎0138-59-2751 月～金曜日 8：30～17：15 ※年末年始、祝日を除く
消費生活相談	消費者契約に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を開設し、専門の相談員が消費生活にかかわる相談や問い合わせを受けています。	(月曜日) 北斗市総合分庁舎 ☎0138-77-8811 (木曜日) 北斗市役所 ☎0138-73-3111 月～金曜日 9：00～16：00 ※年末年始、祝日を除く
精神保健・こころの健康相談	保健師や精神科嘱託医がメンタルヘルス、こころの悩みについて心配のある方の相談に応じています。	渡島保健所 ☎0138-47-9548 月～金曜日 8：45～17：30 ※年末年始、祝日を除く
北海道精神保健センター	様々なこころの悩みについて相談を受けています。ご本人、ご家族、関係者の方からの相談をお受けしています。	☎011-864-7121 月～金曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
北海道いのちの電話	自殺を考えるほどの深い悩み、苦しみ、辛さを抱え、誰にも相談出来ずにいる方々の相談電話です。	☎011-231-4343 (24時間受付)

## 【手帳の交付】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
身体障害者手帳	けがや病気などにより身体に障がいがある方は、医師の診断書をもとに1級から6級の身体障害者手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると等級に応じて福祉サービスなどが利用できます。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所（北海道心身障害者総合相談所など）で、知的障害程度がA（最重度・重度）またはB（中度・軽度）と判定された方は、療育手帳の交付を受けることができます。療育手帳の交付を受けることによって、福祉サービスなどの利用ができます。	

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいのある状態にある方（精神障害の初診日から6か月以上経過している必要があります。）は、医師の診断書などをもとに1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。手帳の交付を受けることによって、福祉サービスなどの利用ができます。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く

## 【医療費の助成など】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
重度心身障がい者医療費の助成	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級の交付を受けた方、療育手帳のA又はBの判定を受けた知的障がい者の方、精神障害者福祉手帳1級の交付を受けた方の医療費（注1）の自己負担額を助成します。 （注1）精神障害については、通院医療費の自己負担額（入院は対象外）	北斗市役所民生部 国保医療課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
自立支援医療（精神通院）の支給	精神疾患があり、通院による精神医療を継続する必要がある場合に、公費負担を受けることができ、医療費の自己負担が原則1割となります。 ※世帯の所得状況などに応じて上限月額が定められます	
自立支援医療（更生医療）の支給	身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、角膜手術、外耳形成術、関節形成手術、血液透析療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法などの医療を受ける場合、医療費の公費負担を受けることができ、医療費の自己負担が1割となります。 ※世帯の所得状況などに応じて上限月額が定められます	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
自立支援医療（育成医療）の支給	身体に障がいのある児童または医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる児童の生活能力を回復するために必要な医療（手術等）を受ける場合、医療費の公費負担を受けることができます。 ※世帯の所得状況などに応じて上限月額が定められます	

## 【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>日常生活用具 自助具の給付</p>	<p>在宅で身体障がいのある方などの日常生活を容易にし、便宜を図るために、日常生活用具または自助具の給付や貸与を行っています。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい児者</li> <li>・自助具及び用具の貸与の対象者は、所得税非課税世帯に属する方</li> </ul> <p>【支給額】</p> <p>価格から自己負担額を差し引いた金額。自己負担額は前年分の所得税課税額に応じた額となります。</p>	
<p>補装具費の支給</p>	<p>身体障害者手帳を持っている方の失われた部分や損なわれた機能を補う用具の購入費、借受け費、修理費を支給します。</p> <p>※利用者負担は原則1割ですが、世帯の所得に応じて最大37,200円の負担上限月額が設定されています</p> <p>※世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります</p>	
<p>障がい児紙おむつの支給</p>	<p>身体障害者手帳や療育手帳保持者で、常におむつを使用し、重度の障がいがある方（原則3歳以上18歳未満）に対し、紙おむつを支給します。</p> <p>※申請以前に購入したものについては、対象とはなりません</p>	
<p>住宅改修費の給付</p>	<p>日常生活を営むのに著しく支障のある身体障がいのある方などが段差解消など住環境の改善を行う場合、限度額20万円として居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。</p>	
<p>移動支援</p>	<p>屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のために、外出時にガイドヘルパーなどを派遣して移動の支援を行います。</p> <p>※対象者条件ありますので、お問い合わせください</p> <p>※利用者負担は原則1割です</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く</p>

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
日中一時支援	<p>日中において監護する者がいないために、一時的に見守り等の支援が必要な心身障がい児・者等に対し、短期入所施設や通所施設において、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。利用者負担は原則1割です。</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く</p>
手話通訳者要約筆記奉仕員派遣	<p>聴覚障がい者、音声又は言語機能に障がいのある方が、意思の疎通を円滑にするために、手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣します。</p>	
地域活動支援センター	<p>障がいのある方などが通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図ります。</p>	
訪問入浴サービス	<p>入浴が困難な重度の身体障がい者の方に対して、浴槽など入浴機材を自宅に搬入して入浴サービスを行います。 ※在宅の重度身体障がい者の方で、デイサービスに通所困難な方 ※利用者負担は原則1割です</p>	
障害者地域活動緊急生活支援	<p>障がいのある方を日常的に介護している方が、急病等の緊急的な出来事により介護できない場合に、生活支援員を居宅に派遣して、介護などのサービスを行います。 ※派遣に伴う交通費等の負担あり</p>	
緊急通報システムの設置	<p>日常生活に不安がある重度の身体障がい者や高齢者の方に対し、緊急時に対応するための緊急通報システムを貸与します。 ※NTT回線を利用しますので、回線がない場合はご利用になれません</p>	
除雪サービス	<p>除雪が困難な重度の身体障がい者世帯や高齢者世帯に対して、生活路の確保のために自宅の玄関前などから公道出入口までの除雪を行います。</p>	

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>布団乾燥サービス</p>	<p>寝たきりの身体障がい者の方などが使用する寝具の衛生管理のため、寝具の丸洗い乾燥ができる利用券を1人に対し年間2枚交付します。</p>	
<p>訪問理美容サービス</p>	<p>老衰、心身の障害及び傷病などにより理容院や美容院に出向くことが困難である在宅の重度の身体障がい者の方などに対して、理容師または美容師が居宅を訪問し、理容または美容のサービスを行います。</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>配食サービス</p>	<p>調理が困難な障がいのある方などが健康で自立した生活を送ることができるよう、「食」関連サービスの利用調整を行い、配食サービスが必要と認められる方に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。</p>	
<p>盲導犬の貸与</p>	<p>重度の視覚障がい者の方の行動範囲を拡大し、社会復帰および自立更生を促進するために、盲導犬を貸与します。 【対象者】 18歳以上で身体障害者手帳（1種1級程度）を持ち、視力による単独歩行困難な方</p>	<p>財団法人北海道盲導犬協会 ☎011-582-8222 月～金曜日 9:00～17:00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>市立図書館でのサービス</p>	<p>市立図書館（かなで～る内）に以下のサービスがあります。 ・全国の音声図書や点字図書貸し出し（サピエ図書館） ・24時間テレビで寄贈された拡大図書器、活字自動読上機（よむべえ）、音声パソコン・音訳資料の作成、対面朗読サービス</p>	<p>北斗市図書館本館・分館 ☎（本館）0138-74-2071 ※月曜日休館 ☎（分館）0138-77-8640 ※火曜日休館 9:00～17:00 9:00～19:00（水曜日のみ） ※年末年始、祝日の翌日、蔵書点検日は休館</p>

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
日常生活自立支援事業	日常生活上の判断に不安がある方（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がいがある方）が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などお手伝いします。	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
車いす貸出	市内在住で短期間に車いすが必要な方に対して、無料で貸し出しを行っています。	
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な認知症高齢者などが、成年後見制度により保護を受け、自立した地域生活を送ることができるように支援します。 ①判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者 ②配偶者もしくは4親等以内の親族がいない、またはこれらの親族がいても音信不通の状況にあるなどの事情がある方	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 北斗市地域包括支援センター かけはし ☎0138-74-2530 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等支給事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴である18歳未満のお子さんに対し、補聴器の購入または修理に要する費用を支給します。 ※対象となる方の条件等についてはお問合わせください	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※祝日、年末年始を除く
中等度難聴者に対する補聴器購入費の助成	聴力の低下によりコミュニケーションに支障が生じている方に対し、補聴器購入費の一部を助成し、補聴器の使用により生活の質の向上及び社会参加促進を図ります。 ※条件等確認必要。購入後の申請は対象になりません。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※祝日、年末年始を除く
郵便による不在者投票	郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方、又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。	北斗市選挙管理委員会 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
NET119緊急通報システム	南渡島消防事務組合消防本部では、聴覚や発語の障害により音声通話が困難である方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して119番通報を行うことができる行政サービス「NET119」を導入しています。	南渡島消防事務組合 消防本部 消防課 ☎0138-73-8194

【社会参加の促進】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p><b>身体障害者自動車 運転免許取得費の助成</b></p>	<p>障がいのある方に対して、自動車免許の取得に要する費用の一部を助成します。身体障害者手帳1～4級所持者で、免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果があると認められる方。 ※教習所入校前に手続きしてください。 ※105,000円を限度とします</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p><b>身体障害者用 自動車改造費の助成</b></p>	<p>重度の身体障がい者の方が就労などに伴い、自ら運転する車の駆動・操向装置などを改造する場合、1件当たり10万円を限度として、その費用の一部を助成します。改造後の申請は認められません。</p>	
<p><b>精神障害者社会復帰施設等 通所交通費の助成</b></p>	<p>在宅の精神障がいのある方に対して、その方が社会復帰を目的に通所施設に通所する場合に、通所に要した交通費を助成します。</p>	
<p><b>がん患者アピランス支援事業</b></p>	<p>がん治療に伴う外見の変化や社会活動への参加に対する不安を和らげ、誰もが自分らしく活躍できるよう、ウィッグおよび胸部補正具等購入費用を助成します。※助成上限2万円。条件等確認必要</p>	
<p><b>駐車禁止 除外指定車の申請</b></p>	<p>障害者手帳の交付を受けている方が自動車を運転する場合、または介護者が歩行困難な障がいのある方のために自動車を使用する場合、申請により、公安委員会から「駐車禁止除外指定車標章」が交付され、駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。申請は原則として手帳の交付を受けた本人が行います。ただし、申請者が未成年、知的障がい者、精神障がい者の場合は親権者等が代理人として申請することができます。</p>	

## 【減免・軽減制度】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>所得税、市・道民税等の軽減</p>	<p>【障害者本人が受けられる特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税・住民税の障害者控除</li> <li>・相続税の障害者控除</li> <li>・特別障害者に対する贈与税の非課税</li> <li>・心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税</li> <li>・少額貯蓄の利子などの非課税</li> </ul> <p>【障がい者を扶養している方が受けられる特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税の障害者控除</li> <li>・特別障害者と同居している場合の配偶者控除及び扶養義務</li> </ul>	<p>函館税務署 ☎0138-31-3171 北斗市役所総務部 税務課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>個人事業税の非課税・減免措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の視力障害者（両眼視力を喪失または両眼の視力が0.06以下の方）が、あんま、マッサージ、はり、きゅうなどの事業を行うものに対しては、個人事業税は課せられません</li> <li>・障がい者の方で、事業主控除前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7,500円（事業税額が7,500円以下のときは全額）減免されます</li> </ul>	<p>渡島総合振興局 税務課 ☎0138-47-9441 月～金曜日 8：45～17：30 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>自動車税の課税減免等</p>	<p>身体などに障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまる方は、申請により自動車税等の減免を受けることができます。</p> <p>※課税減免等の対象となる方、車両についてはお問合わせください</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税・軽自動車税（環境性能割）</li> </ul> <p>渡島振興局納税課 ☎0138-47-9452 札幌道税事務局自動車税部 ☎011-746-1190 月～金曜日 8：45～17：30 ※年末年始、祝日を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車（種別割）</li> </ul> <p>北斗市役所総務部 税務課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>児童発達支援センター利用者食費負担軽減</p>	<p>子育て世帯の経済的負担を軽減するため、世帯の収入にかかわらず、北斗市内に住所がある児童発達支援センターを利用する児童に対する食費の助成を行っています。</p> <p>※食費の実費負担分を1ヵ月あたり7,900円まで助成</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>JRの運賃割引</p>	<p>身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方が単独または介護者とともにJR各社の鉄道、バス、船を利用した場合に運賃の割引を受けられます。</p>	<p>JR乗車券購入時に各種手帳をご提示ください。</p>

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
津軽海峡フェリー 青函フェリー	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方が単独または介護者とともに津軽海峡フェリーや青函フェリーを利用した場合に運賃の割引を受けられます。	詳細は各窓口にお問い合わせください。
道南いさりび鉄道の運賃割引	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方が介護者とともに道南いさりび鉄道を利用した場合に運賃の割引を受けられます。	道南いさりび鉄道株式会社 ☎0138-83-1977 月～金曜日 9：00～17：00 ※祝日を除く
航空機運賃の割引	満12歳以上で身体障がい、知的障がい、または精神障がいのある方が航空機を利用するときに、運賃の割引を受けることができます。	詳細は直接航空会社へご確認ください。
有料道路料金の割引	<p>通勤、通学、通院などの日常生活において、有料道路を利用される「身体障害者手帳」または「療育手帳」をお持ちの方は、有料道路の通行料の割引が受けられます。</p> <p>①第1種身体障害者手帳・療育手帳の方（本人または介護者が運転するときで、障がい者同乗に限る） ②第2種身体障害者手帳の方（本人が運転するとき） ※車の所有者：本人・配偶者・直系血族及びその配偶者並びに同居の親族</p>	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
路線バスの運賃割引	身体障がい者及び知的障がい者の方が函館バスを利用するときに、手帳を提示すると運賃の割引（半額）を受けることができます。 ※他社のバスでも運賃が割引になる場合があります	詳細は各バス会社へご確認ください。
タクシー料金の割引	タクシー乗車時、「身体障害者手帳」または「療育手帳」を提示すると乗車料金が1割引となります。 ※長距離利用のときなど、都道府県のタクシー協会（地域の事業者が加盟）によって扱いが異なることがあります。詳しくは利用するタクシー会社にご確認ください	詳細は各タクシー会社へご確認ください。
携帯電話基本料金などの割引	「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は、携帯電話使用料等の割引サービスが受けられます。	詳細は各携帯電話の取扱い会社へご確認ください。

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先						
NTTふれあい案内 (無料番号案内)	電話帳の利用が困難な視覚・上肢などに障がいのある方、知的障がい及び精神障がいのある方は、無料で番号案内を利用することができます。サービス利用には事前の申込が必要です。	NTT東日本営業所へ直接来店 かフリーダイヤルに相談 ☎0120-104-174 月～金曜日 9:00～17:00 ※年末年始、祝日を除く						
NHK放送受信料の減免	<p>「身体障害者手帳」または「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者で、次の対象世帯に該当する方はNHK放送受信料の減免が受けられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象世帯</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>・世帯主が視覚障がい・聴覚障がいの者、 または重度の身体障がいの者(1・2級) ・世帯主が重度の知的障がい者(A)の場合 ・世帯主が重度の精神障がい者(1級)の場合</td> <td>半額</td> </tr> </tbody> </table>	対象世帯	減免割合	世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額	・世帯主が視覚障がい・聴覚障がいの者、 または重度の身体障がいの者(1・2級) ・世帯主が重度の知的障がい者(A)の場合 ・世帯主が重度の精神障がい者(1級)の場合	半額	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く NHK函館放送局 ☎0138-27-0111 月～金曜日 10:00～17:00 ※祝日を除く
対象世帯	減免割合							
世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額							
・世帯主が視覚障がい・聴覚障がいの者、 または重度の身体障がいの者(1・2級) ・世帯主が重度の知的障がい者(A)の場合 ・世帯主が重度の精神障がい者(1級)の場合	半額							

## 【年金・手当・貸付など】

※年金・手当の額は法律等で改正されます。

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
障害基礎年金(国民年金)	国民年金加入中に障がい者になった場合や20歳前の障害で障がい者になった場合に支給されます。1級が年額1,059,125円、2級847,300円で、毎年偶数月に6回に分けて支給されます。 ※子どもの加算あり	北斗市役所民生部 国保医療課 ☎0138-73-3111 北斗市 総合分庁舎市民窓口 ☎0138-77-8811 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
特別障害給付金制度	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がい者の方に、特別障害給付金が支給されます。障害基礎年金1級相当該当者は月額55,350円、2級相当該当者は月額44,280円、毎年偶数月に6回に分けて支給されます。	函館年金事務所 ☎0138-31-9086 月～金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00 ※年末年始、祝日を除く
障害厚生年金・障害手当金	障害厚生年金は、在職中にかかった病気やケガがもとで、身体に障害が残った時、または、1年6か月たっても治らないときに一定の障害の状態に該当する場合に支給されます。また、厚生年金加入中に初診日のある傷病が5年以内に治り、3級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金独自の障害手当金が支給されます。	函館年金事務所 ☎0138-31-9086 月～金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00 ※年末年始、祝日を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
特別障害者手当	20歳以上の身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態の方に手当が支給されます（所得制限あり）。月額30,450円 毎年2月、5月、8月、11月に支給されます。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
障害児福祉手当	障害児福祉手当とは、精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。受給するためには認定請求が必要であり、障がいの状態によっては受給できない場合もあります。月額16,560円 毎年2月、5月、8月、11月に支給されます。	
児童扶養手当	ひとり親家庭（父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。支給額は所得に応じて48,050円まで、児童2人目以降は月額1人につき11,350円までの加算。支給月は奇数月に支給されます。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
特別児童扶養手当	20歳未満の心身障がい児を養育する父母または養育者に手当が支給されます。支給額は1級が月額58,450円、2級が月額38,930円。支給月は、毎年4月、8月、11月の年3回です。	
介護手当	65歳未満の寝たきりの重度心身障がい者（児）及び特定患者と認定され、6か月以上継続して臥床の状態にある方を家庭で介護している方に手当を支給します。支給額は月額5,500円、毎年9月、3月に支給されます。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
在日外国人高齢者障害者福祉給付金	無年金の在住外国人に対して、地域で安定した自立生活を支援するため、福祉給付金を支給します。※重度心身障害者は月額25,000円、特別永住許可または永住許可を受けている高齢者は月額12,000円	
生活福祉資金貸付制度	低所得者・障害者または高齢者の世帯に対し、必要な資金の貸付と相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とするものです。※条件等確認必要	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
生活応急資金の貸付	少額で不時の出費のため一時的に困窮する市民に対し、その生活の安定を図ることを目的として金銭を貸し付けます。※保証人必要、条件等確認必要	

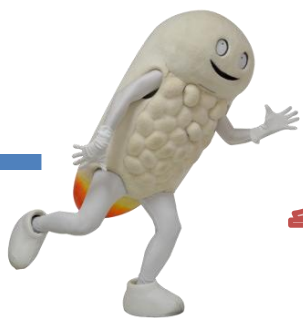
名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
心身障害者扶養共済制度	<p>障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあった時、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。</p> <p>※心身障害者1人につき、2口まで加入できます 【障害のある方の対象範囲】</p> <p>①知的障がいのある方 ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級～3級に該当の方 ③精神、身体に永続的な障がいのある方で、①②と同程度の障がい認められる方</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く 渡島総合振興局 社会福祉課 ☎0138-47-9531 月～金曜日 8：45～17：45 ※年末年始、祝日を除く</p>
北斗市心身障害者扶養共済掛金助成制度	<p>北斗市では、市内に居住する心身障害者扶養共済加入者に対し、加入者が納付した扶養共済掛金1口分を全額助成します。</p>	

### 【障害者団体等】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
北斗市精神障害者の集いケナフの会	<p>北斗市にお住まいで精神疾患を持つ仲間同士やサポーターが定期的に交流する集いの場です。興味のある方は見学からでも可能ですので、まずは市役所までお問い合わせください。</p> <p>【日時】毎月第2・4木曜日13時30分～15時30分 【対象】北斗市にお住まいで精神疾患をお持ちの方 【内容】茶話会、バス研修など ※ケナフの絆は、精神疾患を持つ方を支援するサポーターです。サポーターも随時募集しております</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
北斗市身体障害者福祉協会	<p>市内に居住する身体障がい者（正会員）及び身体障がい者等で構成される団体と本会の趣旨に賛同する篤志者（賛助会員）とをもって組織しています。現在は、会員25名と1団体で構成され、会の活動は、スポーツ大会・レクリエーション・カラオケの集い・日帰り研修旅行など、会員相互の親睦を図る活動を行い情報交換の場となっております。</p>	<p>【事務局】 北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>北斗ろう協会</p>	<p>北斗ろう協会では、たくさんの方々に手話を知っていただき、手話を広めるために、北斗市内を中心に、手話の普及・啓発活動を行っています。手話の学習会などの開催をしています。</p>	<p>北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>手をつなぐ育成会</p>	<p>知的障がいのある人とその家族、そして支援者でつくる全道組織です。障がい者（児）の権利擁護と、社会自立促進のための地域生活支援活動および日常生活支援活動などに関する事業を行い、障がい者（児）の福祉増進に寄与することを目的としています。</p>	<p>北斗市手をつなぐ育成会 ☎0138-85-6655 月～金曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>





# 兒童關連

## 【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
こども家庭センター	お子さんとその家族が健やかに成長できる環境づくりのための相談窓口です。妊娠中の不安、育児の悩み、家庭での困りごとなど相談に応じています。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
児童家庭相談室	子どもとその家族の悩みや心配ごとについて、児童家庭相談員が相談に応じています。	
母子・父子自立支援相談	ひとり親家庭等からの経済上の問題や子どもの養育などについて、母子・父子自立支援員が相談に応じ、就労支援のほか、各種手当の受給や貸付等、ひとり親等の自立と経済的な安定に向けた制度の案内や情報提供をしています。	
教育相談	いじめや不登校などの学校教育に関する悩みなどについて相談を受け付けています。	北斗市教育委員会 学校教育課 ☎0138-74-2000 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点)	0歳から未就園のお子さんと保護者が一緒に利用できる施設です。支援拠点を市内5か所で実施しています。また、専任の保育士が子育て相談などを通して子育てに関する情報を提供しています。	①ピュアランド(七重浜こども園) ☎0138-49-2590 ②ちいばっばクラブ (東前子育て支援拠点) ☎0138-77-7151 ③なかよし広場(第2東光保育園) ☎0138-73-8154 ④ゆめのポケット(大野幼稚園) ☎0138-77-1904 ⑤おひさまクラブ (久根別子育て支援拠点施設) ☎0138-73-5567 ⑥いちごちゃんひろば (であえ～る新函館北斗駅周辺集会所) ☎0138-73-5567
児童家庭支援センター くるみ	子育てについての不安や心配ごと、子ども自身の悩みなどについて専門の相談員が一緒に考えます。また、保護者の方がお仕事や通院、冠婚葬祭、また講習会等で土曜日に一時的にお子さんを預かりする「子どもデイサービス」も実施しています。 ※利用料がかかります	子育て相談電話 ☎0138-46-5095 24時間受付(年中無休)
北海道小児救急電話相談	お子さんの急な症状にどう対処したらよいのか迷った時に、小児科医・看護師への電話による相談ができます。	北海道小児救急電話相談 ☎#8000 (19時～翌8時) ※光回線の方 ☎011-232-1599

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
子ども相談支援センター	子ども相談支援センターでは、いじめや不登校、性的マイノリティなどに悩む子供たちや保護者からの相談を受付けています。 ※24時間受付けています。匿名でもご利用できます ※相談は学校教育やカウンセリング専門家がを行います	☎0120-3882-56 24時間受付（年中無休）
渡島教育局教育相談電話	いじめや不登校などの学校教育に関する悩みなどについて相談を受け付けています。	☎0138-47-9177 月～金曜日 8：45～17：45 ※年末年始、祝日を除く
北海道ヤングケアラー相談サポートセンター	家族などのケアをするヤングケアラーを主な対象に、ケアのこと、家庭や学校のことなどの様々な相談に応じます。	☎0120-516-086 月～金曜日 8：45～17：30 （携帯） ☎080-4136-4129 （SMS専用） ☎080-9612-1247 ※携帯、SMSはいつでも受け付けています。
北海道函館児童相談所	18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくよう支援しています。	☎0138-54-4152 月～金曜日 8：45～17：30 ※年末年始、祝日を除く
児童相談所相談専用ダイヤル	子育てに関する相談ができる全国共通番号です。お近くの児童相談所につながります。	こども家庭庁 ☎0120-189-783 （虐待相談・通告）
児童相談所虐待対応ダイヤル	虐待の通告・相談ができる全国共通番号です。お近くの児童相談所につながります。	☎189 ※24時間受付（年中無休）
24時間子どもSOSダイヤル	子ども達が全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができます。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続します。	文部科学省 ☎0120-0-78310 ※24時間受付（年中無休）
こどもの人権110番	いじめや体罰、不登校や親による虐待などといった、子どもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受付ける専用相談電話です。	法務局 ☎0120-007-110 月～金曜日 8：30～17：15 ※年末年始、祝日を除く
少年相談110番	警察本部少年サポートセンターでは、臨床心理士の資格を持った心理専門官が、カウンセリングや心理療法を用いながら、少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などに関する相談を受け付けています。	北海道警察 ☎0120-677-110 少年サポートセンター ☎011-251-0110 函館方面本部 少年サポートセンター ☎0138-31-0110 月～金曜日 8：45～17：30 ※時間外と土・日・祝日は留守番電話です

## 【手帳の交付】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
母子健康手帳の交付	産婦人科を受診し妊娠が確定しましたら、妊娠届出書をお持ちになって、子育て支援課までお越しください。母子健康手帳や健診受診票をお渡しします。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く

## 【給付・手当・貸付など】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
妊婦のための支援給付金	妊娠期から切れ目のない支援を行うことを目的として、妊婦のための支援給付金を支給します。 (1回目) 妊娠時・・・妊婦1人につき5万円 (2回目) 出産時・・・胎児1人につき5万円	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
出産育児一時金	子どもを出産したときに加入している公的医療保険制度から受け取ることができます。 【支給額】 子ども1人につき50万円が支給されます。ただし、「産科医療補償制度」に加入していない病院での出産や、妊娠22週未満で出産した場合などの制度対象外となる出産は、48万8千円となります。	
母子家庭自立支援給付金	北斗市在住の母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの就労、経済的自立を促進するため、各種給付金の支給事業を行っています。給付金を受けるためには、事前の相談が必要ですので、必ず市役所子育て支援課にご相談ください。 ・自立支援教育訓練給付基金 ・高等職業訓練促進給付金等	
遺児手当・遺児育英資金	遺児手当および遺児育英資金は、災害または病気により養育者を亡くした児童の就学と心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものです。	
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に支給されます。支給額は1人につき15,000円、3歳以上～高校生年代10,000円、第3子以降からは0歳～高校生年代まで30,000円。支給月は偶数月に支給されます。 ※0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子を養育している方	

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
児童扶養手当	ひとり親家庭（父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。支給額は所得に応じて48,050円まで、児童2人目以降は月額1人につき11,350円までの加算。支給月は奇数月に支給されます。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
特別児童扶養手当	20歳未満の心身障がい児を養育する父母または養育者に手当が支給されます。支給額は1級が月額58,450円、2級が月額38,930円。支給月は、毎年4月、8月、11月の年3回です。	
障害児福祉手当	障害児福祉手当とは、精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。受給するためには認定請求が必要であり、障がいの状態によっては受給できない場合もあります。月額16,560円 毎年2月、5月、8月、11月に支給されます。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
就学援助（準要保護）	経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に学用品などの費用を援助します。対象となる方は、小中学校の児童生徒の保護者で、生活保護に準ずる程度に困窮されている世帯が対象となります。	
北斗市奨学金制度	学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に進学しようとするとき、また、在学している場合で学資が不足する生徒・学生のために奨学金を貸し付ける制度です。 ※貸付には資格要件があります ※償還免除の制度もあります	北斗市教育委員会 学校教育課 ☎0138-74-2000 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭や寡婦の方の経済的自立を支援するとともに、児童の福祉の増進のため、低利子又は無利子で借りることができる北海道の貸付制度です。 ※事前相談が必要です ※貸付資金の種類については、ご相談ください	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
生活福祉資金貸付制度	低所得者・障害者または高齢者の世帯に対し、必要な資金の貸付と相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とするものです。 ※条件等確認必要	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く

【医療費助成など】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
妊婦健康診査費用の助成	<p>安心してお子さまを出産できるように、妊娠期間中の健康診査の費用を助成しています。妊娠届出書を提出した際に交付している妊婦健康診査受診票を使用すると助成が受けられます。</p>	<p>北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
産婦健康診査の助成	<p>妊娠届出書を提出した際に、産後2週間前後と1ヵ月前後に使用できる産婦健康診査受診票を交付しています。</p> <p>里帰り等で、北海道外(日本国内)の医療機関等で産婦健康診査を受けた場合は償還払いします。</p> <p>※助成費用は1人1回あたり5,000円が上限</p>	
不妊治療費の助成	<p>不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的として、治療に係る費用を助成しています。</p> <p>※条件等をご相談ください</p>	
不妊治療費(先進医療)の助成	<p>不妊症に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用となる不妊治療と併せて行われる先進医療に要した費用を助成します。</p>	
新生児聴覚検査費用の助成	<p>新生児聴覚検査をすべての赤ちゃんに安心して受けていただくために、検査費の一部を助成しています。</p>	
不育症治療の助成	<p>不育症に関する治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減するため、北海道の補助金に加え、市の助成金により治療をサポートします。</p>	
出産費用の援助	<p>経済的な理由により入院及び出産が難しい場合、指定の助産施設を利用することにより、費用の補助を行います。</p> <p>※対象の判断についてはご相談ください</p> <p>※原則、30日前までの申請が必要です。出産後の申請や助産施設以外の病院、自宅出産などについては制度適用できません</p>	

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
1カ月児健診費用の助成	出産後から就学前までの切れ目のない健康診査を目的として、1カ月児健診費用を助成します。※上限4,000円	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
未熟児療養費	身体の発育が未熟のまま出生した乳児に対し、入院養育に要した費用の一部を公費負担することにより、ご家族の負担軽減を図ることを目的とした制度です。	
子ども医療費の助成	満18歳に達する日以降、最初の3月31日までのお子さんの医療費の助成を行っています。 ※健康保健が適用される医療費	北斗市役所民生部 国保医療課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
ひとり親家庭等医療費の助成	北斗市に住所を有し、住民登録がある方で、健康保険に加入しているひとり親家庭の方の医療費を助成しています。 ※健康保健が適用される医療費	

## 【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
妊娠・出産に関する相談	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時まで、保健師が電話相談を受け付けています。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
お母さん教室	お父さん、お母さんになられる方などを対象にお母さん教室を行っています。 ※管理栄養士によるお話、調乳体験、妊婦体験、お風呂の入れ方など	
産前産後支援ヘルパー派遣事業	妊娠中または産後6ヵ月以内で、母親が体調不良などのため、家事や育児の支援を必要とするご家庭に対して、ヘルパーを派遣し、子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減します。	
産後ケア事業	産後において支援を必要とする母子に対して、助産師等がおこなうサポートです。短期入所型と居宅訪問型の2種類があります。医療行為の必要な方はご利用できません。	

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
妊産婦全戸訪問	安定期の妊婦さん、生後4ヵ月までの赤ちゃんがいるご家庭に、助産師や保健師、母子保健推進員が自宅を訪問しています。何か心配なことや不安なことがありましたら、身近な相談役としてお気軽に相談してください。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
離乳食教室（もぐもぐ教室）	赤ちゃんが離乳食初・中期を迎える保護者の方に離乳食教室を開催しています。	
子育てサポーターアプリ（母子モ）	妊婦さんから子育て中のお母さんまで、役立つ情報や機能がたくさんあります。インストールは市ホームページQRコードよりおこなってください。	
どさんこ・子育て特典制度	妊娠中の方もしくは18歳以下のお子さんがある世帯が、お子さんと同伴で買い物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けられる子育て家庭を支援する取り組みです。	

## 【保育関係】

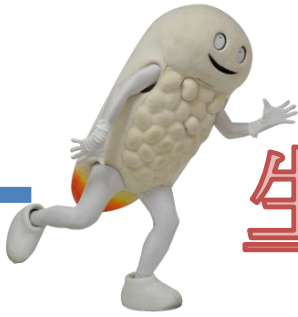
名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
子育て短期支援事業	保護者の病気、出産又は急な残業等により、児童を家庭で一時的に監護できない間、児童施設でお預かりします。利用にあたっては、直接施設へ相談することもできます。施設までの送迎は、原則保護者です。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く 乳児院 さゆり園 ☎0138-22-8558 児童養護施設 くるみ学園 ☎0138-46-4178 24時間受付
南渡島ファミリー・サポート・センター	託児・送迎など、支援を受けたい依頼会員と、支援を行いたい提供会員の相互援助組織です。あらかじめセンターに登録していただき、必要に応じてサービス利用の申込みをしてください。センターで最適な提供会員をさがします。	☎0138-73-9502 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごせることを目的として、放課後児童クラブを開設しています。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
保育所・認定こども園	児童の保護者が就労や疾病、病人の看護等を常態としているため、その児童を保育できない場合、保護者にかわって日々保育する児童福祉施設です。	
こども誰でも通園制度	全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わず、保育施設等を時間単位で利用できます。 ※保育施設等に在籍せず、0歳6ヵ月から3歳未満であること ※こども1人あたり月10時間まで利用可能 ※1人あたり1時間300円 ※他条件等確認必要	
病後児保育事業	就労等の理由により、家庭で保育ができない保護者に代わり、病気の回復期・慢性期にあるお子さんを実施施設で一時的に預かる事業です。	
一時預かり保育	保護者の就職活動、傷病、入院または育児疲れ等のため家庭における育児が困難な場合、保育所に1日単位で一時預かりを依頼することができます。 ※利用を希望する保育所・認定こども園に直接お申し込みください	

## 【交流関係】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
ほくと親子ふれあいブックスタート事業	市民ボランティアの皆さんが読み聞かせを行うとともに「赤ちゃん絵本を開く時間の楽しさ」等のメッセージを伝え、無料で絵本をお渡ししています。	北斗市役所民生部 子育て支援課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
子ども食堂	食事の提供等を通して子どもの居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動を行っています。	各子ども食堂にお問い合わせください。

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>北斗市子ども会育成連絡協議会</p>	<p>子ども会は、様々な年齢の子どもたちが町内会、自治会単位で組織した集団です。遊びを中心とした活動を通して、心と体の能力を身に付けていくために、単位子ども会と関係団体との連絡調整や支援などを目的に組織されています。</p> <p>【活動内容】わんぱく相撲大会、世代交流会、ほっこれんまつりなど</p>	<p>北斗市役所市民部 市民課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>



# 生活困窮關連

## 【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
北斗市生活相談支援センター	生活全般にわたるお困りごと（暮らし、住まい、仕事、ひきこもり等）の相談窓口として設置しています。経済的な問題や家庭の問題、精神的な問題など、専門の支援員が相談をお受けします。	（北斗市社会福祉協議会内） ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
生活保護制度	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。	北斗市役所民生部 社会福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
消費生活相談	消費者契約に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を開設し、専門の相談員が消費生活にかかわる相談や問い合わせを受けています。	（月曜日）北斗市総合分庁舎 ☎0138-77-8811 （木曜日）北斗市役所市民部 市民課 ☎0138-73-3111 10：00～15：00 ※祝日の場合は翌開設日、年末年始、祝日を除く
北海道いのちの電話	自殺を考えるほどの深い悩み、苦しみ、辛さを抱え、誰にも相談出来ずにある方々の相談電話です。	社会福祉法人 北海道いのちの電話 ☎011-231-4343 (24時間受付)
生活応急資金の貸付	少額で不時の出費のために一時的に困窮する市民に対し、その生活の安定を図ることを目的として金銭を貸し付けます。 ※保証人必要、条件等確認必要	北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
生活福祉資金貸付制度	低所得者・障害者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とするものです。※条件等確認必要	

## 【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
住居確保給付金	離職ややむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った方、住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。	北斗市生活相談支援センター （北斗市社会福祉協議会内） ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
就労準備支援事業	例えば、ひきこもり等の「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6ヵ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	北斗市生活相談支援センター (北斗市社会福祉協議会) ☎0138-74-2500 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
家計相談支援事業	家計状況の根本的な課題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。	
生活困窮者等に対する安心サポート	緊急性を要する生計維持困難者に対し、相談支援や現物給付による経済的援助事業、就労機会を提供する就労体験応援事業を実施します。 【支援期間】1ヵ月(31日間)以内 【給付額】総額30,000円以内(現金の給付はありません) 【就職活動応援事業】1時間800円で1対象者20,000円まで※条件等確認必要	

## 【減免・助成】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
固定資産税の減免	生活困窮のため、固定資産税の納付が困難な方で、かつ一定の要件に該当する場合は、収入や資産等を総合的に判断し、減免の対象となる場合があります。	北斗市役所総務部 税務課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
国民健康保険税の減免	生活保護受給や災害、所得の減少、施設入所など納付困難と認められる時に、収入や資産等を総合的に判断して行います。	
市・道民税の減免	所得が皆無または著しく減額となった場合や生活保護を受給した場合、ほか、学生及び生徒である場合や災害にあった場合、収入や資産等を総合的に判断して行います。	

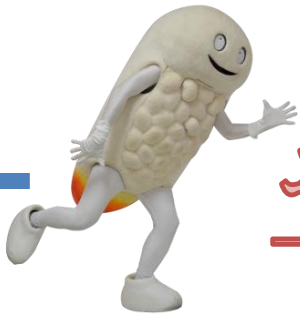
名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
市営住宅家賃の減免	収入が著しく低額な場合や失職、病気などの事情により生活困窮の状態にある時は、家賃の減免・猶予をすることができます。	北斗市役所建設部 都市住宅課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
がん患者アピアランス支援事業	がん治療に伴う外見の変化や社会活動への参加に対する不安を和らげ、誰もが自分らしく活躍できるよう、ウィッグおよび胸部補正具等購入費用を助成します。 ※助成上限2万円。条件等確認必要	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く

### 【就労支援】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
公共職業安定所 (ハローワーク函館)	就職活動を支援するため、きめ細かな職業相談を行っており、求人情報や職業訓練情報の提供、応募書類の作成など求職活動を全面的に支援しております。就職困難者等を中心に支援する雇用のセーフティネットとしての役割を担っています。	☎0138-26-0735 月～金曜日 8：30～17：15 ※年末年始、祝日を除く
ハロートレーニング	厚生労働省が実施するハロートレーニングは、希望の仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。	ポリテクセンター函館 ☎0138-52-0323 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
ジョブカフェ・ ジョブサロン函館	正規の就職を希望しながら就職活動をしている44歳以下の方（学生を含む）が就職相談やセミナー、求人情報検索などの様々な就職支援サービスを受けられる施設です。	ジョブカフェ北海道 ☎0138-31-6060 月～金曜日 10：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
はこだて若者ステーション はこだてサポステ・プラス	働くことについてさまざまな悩みを抱えている15歳から49歳までの皆さん（学生・在職者は除く）が就労に向かえるように無料でサポートします。	はこだて若者ステーション ☎0138-86-5450 月～金曜日 10：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
北斗市無料職業紹介所	<p>北斗市では、一次産業における労働力不足と雇用対策の一体的な取り組みとして「北斗市無料職業紹介所」を開設し、市内の農林漁業者と市民を対象とした短期就労のあっせん業務を行なっています。</p>	<p>北斗市無料職業紹介所  <b>☎</b>0138-73-3111            月～金曜日            8：30～17：00            ※年末年始、祝日を除く</p>
北斗市求人情報	<p>北斗市在住でお仕事をお探しの方、北斗市での就労を希望される方、北斗市へ移住・定住をお考えの方へ現在募集中の求人情報を掲載しています。</p>	<p>北斗市ホームページ掲載</p>
北斗市生活相談支援センター	<p>生活困窮者自立支援事業により、生活の自立に向けたプランを作成し、就労支援等により生活の安定を図ります。</p>	<p>(北斗市社会福祉協議会内)  <b>☎</b>0138-74-2500            月～金曜日            8：30～17：00            ※年末年始、祝日を除く</p>





その他関連

## 【北斗市の相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
北斗市総合相談支援センター	子ども、障がい、高齢、困窮といった既存の相談支援等では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した課題の相談に応じ、関係機関の支援体制を構築し、解決に向け支援していきます。	(北斗市社会福祉協議会内) ☎0138-74-2500 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
無料法律相談	弁護士による無料の法律相談を行っています。前日までに電話かインターネットでお申込みください。 ※第1・3火曜日 13:00～15:00 <a href="https://www.harp.lg.jp/FoJco3Vb">https://www.harp.lg.jp/FoJco3Vb</a>	北斗市総合文化センター かなで～る ☎0138-74-2000 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
すずらん無料法律相談	弁護士による無料の法律相談を行っています。前日までに電話かインターネットでお申込みください。 ※毎月第1木曜日 13:00～16:00 <a href="https://www.harp.lg.jp/FoJco3Vb">https://www.harp.lg.jp/FoJco3Vb</a>	北斗市総合分庁舎 どり～みん ☎0138-77-8811 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
行政相談	国、道、特殊法人などへの苦情や要望を受け、担当行政機関とは異なる立場から解決や実現を促します。制度や窓口を知りたい場合にもご利用いただけます。	
人権相談	①家庭内の困りごと、借地借家、不動産、近隣関係、インターネットの書き込みに関するものなど、身近な法律問題や心配ごとの相談に応じます。 ②学校でのいじめ、体罰、家庭での暴力など、こどもの悩み事相談に応じます。 ③夫やパートナーからの暴力、セクハラ、ストーカー行為など、女性の人権に関する相談に応じます。 ④アパートの入居拒否、差別発言など、外国人の人権に関する相談に応じます。	北斗市役所市民部 市民課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
消費生活相談	消費者契約に関するトラブルなど消費生活にかかわる相談や問い合わせを受けています。	
犯罪被害者相談室	各種犯罪・被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の方のサポートをいたします。	
福祉に関するサービス苦情処理	福祉に関するサービス利用者が、事業者との間で苦情を解決することが困難な場合や、直接事業者に苦情を言いづらい場合などは、市が関係機関と連携を図りながら、サービスに関する相談及び苦情の解決に対応しています。	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
生活習慣病予防に関する健康・栄養相談	生活習慣病予防などの健康に関する個別の相談に応じ、健康管理に取り組むための助言や情報などを提供します。 ※電話相談は随時受け付けます	北斗市役所民生部 保健福祉課 ☎0138-73-3111 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く
精神保健福祉に関する相談	行政機関として、広く市民のニーズにお応えするため、専門的立場で保健師が相談を受け、助言をし、さらに必要であれば専門機関の紹介、または情報提供をします。	
ひきこもり相談会 (北斗市生活相談支援センター)	毎月第2水曜日、専門相談員を迎え、当事者や家族の方からの相談に応じてます。相談内容により、適切な機関を紹介する場合があります。※午前10時～正午	(北斗市社会福祉協議会内) ☎0138-74-2500 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
ひきこもり家族交流会 (北斗市総合相談支援センター)	毎月第4木曜日、専門相談員を迎え、同じような悩みを持った人同士が、安心して気兼ねなく話し、共感し合い、情報交換できる交流会を開催しています。※午後2時30分～午後4時	
昂の会 ～不登校をともに考える会～	なぜか子どもが学校に行かなくなった、どうしたらいいのかわからないなど、同じ悩みを持つ保護者の方々等が集まり、皆で話し合います。	昂の会事務局長 ☎090-9435-3245 毎月第4日曜日 14:00～16:00 ※12月は第1日曜日

## 【国・道の相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
行政相談センター きくみみ函館	①国、特殊法人などへの苦情や要望を受け、担当行政機関とは異なる立場から解決や実現を促します。制度や窓口を知りたい場合にもご利用いただけます。 ②国、特殊法人などの情報公開制度や行政手続法の仕組み、手続きなど案内します。 ※相談無料です	函館地方合同庁舎 ①行政相談 ☎0138-27-1100 ②情報公開等案内 ☎0138-23-0909 毎週月～金曜日 8:30～17:15 ※年末年始、祝日を除く
北海道医療ケア児等 支援センター	医療的ケアが日常的に必要なお子さまとそ のご家族が適切な支援を受け、安心して生活 できるよう、さまざまな相談を受け付けてお ります。	医療法人稲生会 ☎050-5443-6064 月～金曜日 9:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く ✉mcc.hokkaido@ghmail.com ※メールは24時間受付

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
外国語人権相談ダイヤル	外国人であることを理由に不当な差別を受けている、学校でいじめを受けているなど、日常生活の中でこれは人権問題だと感じていることについて、法務局職員等が相談に応じます。	函館地方法務局 ☎0570-090-911 毎週月～金曜日 8：30～17：15 ※年末年始、祝日を除く
みんなの人権110番	差別や虐待、ハラスメントなどの人権問題についての相談を受け付けています。	函館地方法務局 ☎0570-003-110 ☎0138-24-2132 毎週月～金曜日 8：30～17：15 ※年末年始、祝日を除く
函館税務署	税に関する一般のご質問、ご相談は、電話でご相談をお受けしています。面接相談の場合は、内容により日程のご予約が必要です。	函館税務署 ☎0138-31-3171 毎週月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く
函館税関	輸出入通関手続きやネット通販等による個人輸入に関することなど、迅速にお答えします。	函館税関（税関相談官） ☎0138-40-4261 毎週月～金曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
函館労働基準監督署	労働時間や賃金等の一般労働条件の確保、労災や職業性疾病などを主として所管し、その他これらの施策に関連する労働福祉に関することの相談、照会もお受けしています。	函館労働基準監督署 ☎0138-87-7605 毎週月～金曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
精神・こころの健康相談	何をしても楽しくない、うつかも、死にたい、依存症かもなど、保健師が随時、電話相談・来所相談に応じています。	渡島保健所 ☎0138-47-9548 月～金曜日 8：45～17：30 ※年末年始、祝日を除く
感染症・難病に関する相談	専門的立場で職員が相談を受け、助言をし、さらに必要であれば専門機関の紹介、または情報提供をします。	渡島保健所 ☎0138-47-9548 月～金曜日 8：45～17：30 ※年末年始、祝日を除く
依存症対策 依存症を考えるつどい	アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症からの回復のため、当事者や家族、支援関係者が集まり、思いを語ったり、一緒に学習していく場です。	渡島総合振興局 保健環境部 ☎0138-47-9548 毎月第3土曜日 13：30～15：00 ※年末年始、祝日を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<b>日本年金機構 函館年金事務所</b>	厚生年金保険、国民年金制度の内容および各種届出について、相談を行っております。	函館年金事務所 ☎0138-82-8000 平日（月～金曜日） 8：30～17：15 週の初日 8：30～19：00 第2土曜日 9：30～16：00 ※年末年始、祝日を除く
<b>精神保健福祉に 関する相談</b>	よく眠れない、集中できない、職場に行くのがつらい、生きるのがつらいなど、こころの悩みについての相談をお受けしています。また、思春期におけるこころの健康や依存症に関する特定相談などにも応じています。	こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556 毎週月～金曜日 9：00～21：00 土・日・祝日 10：00～16：00 ※年末年始を除く。
<b>渡島総合振興局</b>	①道政相談 ②交通事故相談 ③DV防止法に係わる相談 ④納税相談 ⑤創業・中小企業経営相談 ⑥労働相談 ⑦農地相談 ⑧農業資材 ⑨統計相談 ⑩広域行政相談 ⑪保健・医療・福祉に関する総合相談 ⑫エイズ相談 ⑬結核医療費等のお問い合わせ ⑭栄養士・調理師等の免許に関する相談 ⑮精神医療 ⑯特定疾病医療に関するお問い合わせ ⑰精神保健に関する相談、難病患者・家族・子育て相談 ⑱家庭児童福祉に関する相談	①0138-47-9400 ②0138-47-9435 ③0138-47-5789 ④0138-47-9403 ⑤0138-47-9459 ⑥0138-47-9457 ⑦0138-47-9496 ⑧0138-47-9497 ⑨0138-47-9427 ⑩0138-47-9426 ⑪0138-47-9526 ⑫0138-47-9166 ⑬0138-47-9547 ⑭0138-47-9012 ⑮0138-47-9541 ⑯0138-47-9547 ⑰0138-47-9548 ⑱0138-47-9546 月～金曜日 8：45～17：00 ①⑯水曜日を除く ②毎月1回、予約制 ③9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
<b>函館方面本部 警察相談センター</b>	警察の各種総合相談窓口として設置しています。 ◇函館中央警察署 0138-54-0110 ◇函館西警察署 0138-42-0110	道警函館方面本部 ☎0138-51-9110

## 【就業関係】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
公共職業安定所 (ハローワーク函館)	就職活動を支援するため、きめ細かな職業相談を行っており、求人情報や職業訓練情報の提供、応募書類の作成など就職活動を全面的に支援しております。就職困難者等を中心に支援する雇用のセーフティネットとしての役割を担っています。	☎0138-88-1319 月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
ハローワークはこだて マザーズコーナー	子育てしながら働きたい方をサポートします。お子様連れの相談も可能です。	
函館総合労働相談コーナー	解雇、雇止め、配置転換、賃金引き下げなどのあらゆる分野の労働問題を対象としています。専門の相談員が面談、電話で対応します。予約不要、ご利用は無料です。	☎0138-87-7600 月～金曜日 9:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く
労働条件相談「ほっとらいん」	違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払い残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が相談対応や各関係機関の紹介などを行います。電話相談は無料です。	☎0138-87-7600 月～金曜日 17:00～22:00 土・日・祝日 9:00～21:00 ※年末年始、祝日を除く
函館労働基準監督署	労働時間や賃金等の一般労働条件の確保、労災や職業性疾病などを主として所管し、その他これらの施策に関連する労働福祉に関することの相談、照会もお受けしています。	函館労働基準監督署 ☎0138-87-7605 毎週月～金曜日 9:00～17:00 ※年末年始、祝日を除く

## 【法曹関係】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
法テラス函館	①借金や離婚、賃金未払いなどの法的トラブルに遭い、どのような解決方法があるのか、どこに相談していいのかわからないという方々に、法制度や相談機関・団体等に関する情報を提供します。 ②(民事法律扶助) 経済的に余裕がない方が法的トラブルに遭ったときに、弁護士・司法書士が無料の法律相談を行います。収入額が一定額以下であるなどの条件を満たすことが必要のため、申込みの際には収入や家族構成など伺います。相談の結果、弁護士等に依頼することとなった場合、審査の上、かかる費用の立替えを行います。	☎0570-078-390 予約受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 ※年末年始、祝日を除く

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
函館地方裁判所	破産手続き説明を行っています。 (債務の弁済ができなくなったなど) ※申立て方法の説明であって、法律相談ではありません ※手続き案内は来所	☎0138-38-2333 毎週月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
函館家庭裁判所	家事手続き案内の説明を行っています。 (夫婦関係の調整、離婚、親権者の問題など) ※申立て方法の説明であって、法律相談ではありません ※手続き案内は電話又は来所	☎0138-38-2333 毎週月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
函館簡易裁判所	民事手続き案内の説明を行っています。 (訴訟、調停、支払督促、土地、建物、交通事故の紛争など) ※申立て方法等の説明であって、法律相談ではありません ※手続き案内は電話又は来所	☎0138-38-2340 毎週月～金曜日 8:30～17:00 ※年末年始、祝日を除く
函館弁護士会 (法律相談センター)	弁護士に相談したい、知り合いに弁護士がない、家族が逮捕されたなど、予約制にて一般法律相談を行っております。経済的事情により無料減額される場合もありますので、お問い合わせください。 ※法律相談は要予約 (毎週月・木) 13:00～16:00 (第2・第4水曜日) 17:30～19:30 ※費用など詳細はお問い合わせください	☎0138-41-0232 月～金曜日 9:00～17:00 ※年末年始、祝日、会館休館日を除く
函館司法書士 総合相談センター	常設相談所における無料相談業務、派遣要請にもとづく臨時無料相談会など行っております。不動産登記、会社設立、変更、各種債務整理、成年後見制度、他法律相談など。 ※毎週火曜日、無料面談相談及び電話相談(事前申込み必要)	函館司法書士会 ☎0138-27-2345 月～金曜日 9:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く
公益社団法人成年後見センター リーガルサポート函館支部	成年後見制度利用に関する無料相談を行っています。 ※面談相談及び電話相談(事前申込み必要)	
函館公証人合同役場	公正証書に関する相談(遺言、任意後見、尊厳死宣言、離婚給付、金銭貸借、借地借家など)。公正証書の作成を前提とした法律相談に無料で応じています。 ※要予約	☎0138-22-5661 月～金曜日 9:00～16:30 ※年末年始、祝日を除く

## 【女性関係】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
ウィメンズネット函館	DVや性暴力・職場の問題・セクハラなど女性の人権に関する相談に応じています。相談者の思いを何より大切にし、相談者が問題を解決し、自立していくために他の専門機関とも連携を図りながら対応します。 ※要予約、女性対象	☎0138-33-2110 月～金曜日 10：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
北海道立女性相談支援センター	女性の抱えている様々な問題に応じ、市町村など関係機関と連携しながら、援助を必要とする女性をサポートします。また、「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者からの暴力に関する相談に応じています。	☎011-666-9955 月～金曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く ※DV相談は、下記時間も受付 月～金曜日 17：30～20：00 土・日・祝日 9：00～18：00
配偶者暴力相談支援センター	配偶者やパートナーからの暴力の相談に応じています。ひとりで悩まずに相談してください。	☎0138-47-5789 月～金曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
函館・道南SART（サート）	性犯罪・性暴力被害者が、二次被害を受けることなく心身の回復を図れるよう関係機関との連携を図りながら、被害直後からの総合的な支援をコーディネートしています。	☎0138-85-8825 月～金曜日 10：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く
性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ）	AV出演被害、レイプ、強制わいせつ、性虐待などの性被害にあわれた方の支援機関で、専門の担当者が電話相談・面接相談・付き添い支援・協力機関の紹介を行っています。	NPO法人 ゆいネット北海道 ☎0120-8891-77 ☎#8891 ※夜間・休日も対応 ※電話・メール・Line でも対応
性犯罪被害110番	レイプなどのわいせつ被害・痴漢で悩んでいる方、家族・知人が被害にあわれて悩んでいる方など、相談電話にお電話ください。	北海道函館方面本部 ☎0120-756-310 ☎0138-54-9310 (24時間対応)
妊娠SOSほっかいどう サポートセンター	予期しない妊娠などにより悩みや不安を抱えた妊産婦の方々が、安心して相談できる窓口を開設しています。電話やメール等により相談に応じます。	☎080-4621-7722 (24時間受付) ✉ninshin-sos@muginoko.com

【その他】

名称	事業・サービス内容	問い合わせ先
<p>公益財団法人 北海道暴力追放センター 函館支局</p>	<p>暴力団による不当な行為に関する相談や自主的な暴力団追放活動の支援、暴力団による被害者救済等の活動を行っています。</p>	<p>☎0138-35-5982 毎週月～金曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>独立行政法人 自動車事故対策機構 函館支所</p>	<p>自動車の安全確保のための運行管理者等の指導講習会、運転者の適正診断、交通遺児等の援護などを行っています。</p>	<p>☎0138-88-1007 毎週月～金曜日及び 第1・第3土曜日 8：30～17：15 ※祝日、年末年始及び土曜日開業日の翌週の月曜日は休業</p>
<p>よりそいホットライン（全国）</p>	<p>暮らしの困りごと、悩みを聞いてほしい方、外国語による相談、DV、被災された方など専門の相談員が相談に応じています。</p>	<p>☎0120-279-338 ※24時間通話無料</p>
<p>法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル</p>	<p>被害にあわれた方やご家族の方などが、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法律制度に関する情報を提供しています。</p>	<p>☎0120-079714 月～金曜日 9：00～21：00 土曜日 9：00～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>北海道いのちの電話</p>	<p>自殺を考えるほどの深い悩み、苦しみ、辛さを抱え、誰にも相談出来ずにいる方々の相談電話です。</p>	<p>☎011-231-4343 ※24時間365日</p>
<p>よろず相談所</p>	<p>どこに相談してよいかかわからないような悩みや不安などがあれば、お気軽にご相談ください。関係機関・団体（相談機関や民生委員・児童委員等）やサービスご利用の案内・橋渡しを行います。 ※秘密厳守。他関係機関への紹介の場合は、ご本人の同意が必要です</p>	<p>北斗市社会福祉協議会 ☎0138-74-2500 月～金曜日 8：30～17：00 ※年末年始、祝日を除く</p>
<p>市民活動サポートセンター</p>	<p>北斗市でのボランティア活動の拠点として、ボランティア活動の支援をしています。ボランティアに関する相談・派遣依頼・需給調整・情報提供を行っています。</p>	

※詳細につきましては、各種相談機関・窓口にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

# 北斗市内の介護保険サービス事業所一覧

別紙

## 居宅サービス

居宅介護支援	住所	TEL	FAX
居宅介護支援事業所かみいそ	追分5丁目3番13号	49-1717	49-8525
居宅介護支援事業所美ヶ丘ケアプランセンター	向野2丁目19番18号	77-7346	77-7371
居宅介護支援事業所清華園	添山472番地の1	74-3066	74-3060
居宅介護支援事業所はまなすの里	野崎199番地の1	73-1310	73-1267
プランセンターどんぐり	七重浜8丁目9番16号	49-0618	49-0858
北斗市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	中野通2丁目18番1号	74-2515	83-1151
ケアプランセンターそよかぜ北斗	七重浜8丁目3番37号	48-1103	48-1101
大野ケアプランサービス	向野3丁目7番21号	77-0070	77-0071
ケアプランセンターほなみ	清水川1番地の1	77-1400	77-8209
居宅介護支援事業所えびさわ	飯生3丁目1番36号	73-1226	73-1226
居宅介護支援事業所ひな	七重浜2丁目14番15号	49-2177	76-8684
居宅介護支援事業所けある一ふ	七重浜1丁目10番33号	86-9312	86-9316
居宅介護支援事業所しみず	市渡926-25	090-3890-3755	68-1569

介護予防支援	住所	TEL	FAX
北斗市地域包括支援センター かけはし	中野通2丁目18番1号	74-2530	74-2540
ケアプランセンターそよかぜ北斗	七重浜8丁目3番37号	48-1103	48-1101
居宅介護支援事業所しみず	市渡926-25	090-3890-3755	38-1569

訪問介護	住所	TEL	FAX
ヘルパーステーションミントハウス	追分7丁目1番9号	86-6588	86-6587
北斗市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	中野通2丁目18番1号	74-2515	83-1151
訪問介護事業所はまなすの里	中野通3丁目19番9号	73-1671	73-1674
ホームヘルパーステーション木漏れ日	追分4丁目7番43号	48-0611	48-0601
ケアステーションこはく	谷好4丁目3番15号	83-2163	73-8777
ヘルパーステーションひな	七重浜2丁目14番15号	49-2177	76-8684
ヘルパーステーションよりせい	東浜1丁目10番14号	84-8520	84-8530

訪問看護	住所	TEL	FAX
訪問看護ステーションウイズ	七重浜8丁目3番37号	48-1202	48-1101
訪問看護ステーションひなた	七重浜8丁目26番3号	84-5843	85-6041
訪問看護ステーションほくと	飯生1丁目13番29号	74-3771	74-3772
訪問看護ステーションさくら	七重浜3丁目11番2号	83-8056	83-8058
訪問看護ステーションあや	東浜1丁目10番12号	84-1992	84-1993
訪問看護ステーションやわらぎ	追分5丁目3番13号	49-8080	49-8525
訪問看護はなまる	中央1丁目4番1号	78-1009	76-7690

訪問看護	住所	TEL	FAX
訪問看護ステーション イコル	飯生1丁目6番7号	83-2002	83-1830

訪問リハビリテーション	住所	TEL	FAX
訪問リハビリテーションやわらぎ	追分5丁目3番13号	49-8080	49-8525
訪問リハビリテーションいなほ	清水川4番地の1	77-1700	77-1600

短期入所生活介護	住所	TEL	FAX
美ヶ丘敬楽荘	向野2丁目19番18号	77-7345	77-6640
短期入所生活介護 美ヶ丘敬楽荘	本町4丁目3番37号	77-5655	77-7311
ショートステイつれづれの郷	追分7丁目11番21号	48-1777	49-7337
老人短期入所事業清華園	添山472番地の1	74-3100	73-6988
ショートステイ白ゆり七重浜	七重浜5丁目8番17号	48-2688	48-2788
ショートステイほあかり	清水川1番地の1	77-8200	77-8209

通所介護	住所	TEL	FAX
美ヶ丘敬楽荘デイサービスセンター	向野2丁目19番18号	77-7319	77-7371
デイサービス元気	七重浜5丁目3番19号	86-7061	86-7062
デイサービス元気大野センター	本町5丁目33番41号	77-5588	77-5008
デイサービスセンターあんじゅう七重浜	七重浜1丁目4番17号	48-7733	48-7732
デイサービスセンターはまなすの里	野崎199番地の1	73-1311	73-1267
老人デイサービス事業清華園	添山472番地の1	74-3088	74-3060
デイサービスセンター白ゆり七重浜	七重浜5丁目8番17号	48-2588	48-2788
海老沢デイ	飯生3丁目1番36号	73-1226	73-1226
デイサービスセンターいちほ	清水川1番地の1	77-8200	77-8209
共生型機能訓練センターいちほ	清水川1番地の1	77-8200	77-8209

通所リハビリテーション	住所	TEL	FAX
介護老人保健施設やわらぎ苑上磯	追分5丁目3番13号	49-8080	49-8525
介護老人保健施設いなほ	清水川4番地の1	77-1700	77-1600

短期入所療養介護	住所	TEL	FAX
介護老人保健施設いなほ	清水川4番地の1	77-1700	77-1600
介護老人保健施設やわらぎ苑上磯	追分5丁目3番13号	49-8080	49-8525

福祉用具貸与・販売	住所	TEL	FAX
株式会社サンメディック	七重浜2丁目32番34号	49-1294	49-3294
ひより屋 北斗	中央2丁目3番9号	27-6011	76-3149

特定施設入居者生活介護	住所	TEL	FAX
ケアハウスはまなすの里	野崎199番地の1	73-1311	73-1267
介護付有料老人ホーム あんじゅう七重浜	七重浜1丁目4番17号	48-7731	48-7732
サービス付き高齢者向け住宅 ほっと	本町5丁目16番9号	77-0777	77-2777
サービス付き高齢者向け住宅 北斗	七重浜2丁目37番5号	48-7878	48-7879
介護付有料老人ホーム 晴れやか	飯生1丁目6番7号	84-1280	84-1281
ハッピーライフ幸縁	久根別3丁目4番19号	73-2571	84-6698
ケアハウスそよかぜ	桜岱350番地の5	73-0001	73-0002

## 施設サービス

介護老人福祉施設	住所	TEL	FAX
特別養護老人ホーム 清華園	添山472番地の1	74-3100	73-6988
特別養護老人ホーム 美ヶ丘敬楽荘	向野2丁目19番18号	77-7345	77-6640
特別養護老人ホーム つれづれの郷	追分7丁目11番21号	48-1777	49-7337

介護老人保健施設	住所	TEL	FAX
介護老人保健施設いなほ	清水川4番地の1	77-1700	77-1600
介護老人保健施設やわらぎ苑上磯	追分5丁目3番13号	49-8080	49-8525

## 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	住所	TEL	FAX
定期巡回随時対応型訪問介護看護けあるーぶ	七重浜1丁目10番33号	86-9312	86-9316

地域密着型通所介護	住所	TEL	FAX
向野デイサービス	向野3丁目7番21号	77-0072	77-0071

小規模多機能型居宅介護	住所	TEL	FAX
小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり	飯生1丁目6番7号	73-1209	73-1219
小規模多機能型居宅介護事業所 わとな	市渡491番地	77-2680	77-2681
小規模多機能型居宅介護事業所 ななえはま わとな	七重浜8丁目3番37号	48-0014	48-0024
小規模多機能型居宅介護 美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家 きずな	本町4丁目3番37号	77-1121	77-7404
小規模多機能ホーム らしさ	久根別1丁目27番30号	83-6207	83-6257
小規模多機能ホーム らしさ七重浜	七重浜2丁目25番18号	83-8866	83-8875
小規模多機能ホーム らしさおむかいさん	久根別1丁目28番2号	74-2552	74-2553

認知症対応型共同生活介護	住所	TEL	FAX
グループホームやわらぎ	追分5丁目3番1号	48-1555	48-1666
グループホーム第2やわらぎ	追分5丁目3番3号	48-5666	49-6672
グループホームめぐみ	本町2丁目7番7号	77-1112	77-1113
グループホームウィズ七重浜	七重浜8丁目3番37号	48-0010	48-0020
認知症高齢者グループホームなごみの家	七重浜7丁目7番46号	48-0001	48-1717
グループホーム北陽	東前74番の1	77-0037	77-1036
認知症高齢者グループホームゆうしん	開発225番地の8	77-2110	77-2150

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	住所	TEL	FAX
地域密着型特別養護老人ホーム つれづれの郷-北斗	追分7丁目11番21号	48-1777	49-7337
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家ゆとり	本町4丁目3番37号	77-5655	77-7311
地域密着型特別養護老人ホームはまなすの里	野崎199番地の1	73-1001	73-1320
地域密着型特別養護老人ホーム ほあかり	清水川1番地の1	77-8200	77-8209

### その他サービス

軽費老人ホーム	住所	TEL	FAX
ケアハウスそよかぜ	桜岱350番地の5	73-0001	73-0002
ケアハウスはまなすの里	野崎199番地の1	73-1311	73-1267

サービス付高齢者住宅	住所	TEL	FAX
サービス付高齢者住宅 ひまわり館	谷好4丁目3番15号	73-8666	
サービス付高齢者向け住宅 すまい元気	七重浜5丁目3番19号	86-7063	86-7064
サービス付高齢者向け住宅 花木権	清水川1番地の1	77-8200	77-8209

有料老人ホーム（特定施設を除く）	住所	TEL	FAX
住宅型有料老人ホーム 花風	七重浜8丁目4番1号	84-1654	84-1656

# 北斗市内の医療機関一覧

内科・小児科	住所	TEL
たや内科クリニック	久根別1丁目26番8号	73-1241
海老沢医院	飯生3丁目1番36号	73-2135
おおきた内科胃腸科医院	七重浜8丁目17番1号	49-5720
かみいそこどもクリニック	中央2丁目4番3号	74-2611
かみいそ循環器内科クリニック	東浜2丁目22番39号	74-3370
きむらクリニック	本町499番6号	77-7171
小松内科循環器科医院	七重浜5丁目15番15号	49-1151
しいき循環器科内科医院	本町665番18号	77-1225
平田博巳内科クリニック	七重浜4丁目27番40号	48-2200
藤原内科・こころクリニック	追分2丁目56番13号	48-1556
ほくと小児クリニック	追分2丁目66番12号	48-1711
増田クリニック	本町2丁目7番8号	77-8105

整形外科	住所	TEL
上磯整形外科クリニック	久根別1丁目26番8号	74-2530
藤崎整形外科クリニック	開発225番8号	48-1103

耳鼻咽喉科	住所	TEL
治耳鼻咽喉科	東浜2丁目14番14号	74-4133
北斗耳鼻咽喉科クリニック	久根別1丁目26番8号	74-3387

泌尿器科	住所	TEL
岡本泌尿器科医院	飯生1丁目2番8号	74-3911

眼科	住所	TEL
成田眼科医院	東浜2丁目4番1号	73-2233

歯科	住所	TEL
あまつかファミリー歯科	中央3丁目3番20号	74-4182
えんどう歯科医院	七重浜4丁目36番8号	48-8020
上磯歯科診療所	常盤1丁目6番19号	73-2178
田島歯科医院	久根別1丁目13番16号	73-3999
内藤歯科医院	中央2丁目2番33号	73-5530
西川歯科医院	飯生2丁目2番6号	73-3253
ふるた矯正歯科	追分2丁目62番11号	48-1118
北斗歯科クリニック	追分2丁目56番5号	50-9090
ホワイト歯科クリニック	市渡465番地7号	77-1118
本郷歯科	本郷344番8号	77-7288

歯科	住所	TEL
むらおか歯科医院	東浜2丁目32番47号	73-1184
やまもと歯科診療所	七重浜2丁目26番7号	49-6727
よこうち歯科クリニック	本町5丁目32番43号	77-1212
よこやま歯科医院	七重浜4丁目29番10号	48-8828

# 北斗市内の障がい者（児）施設一覧

知的障害児施設（入所）	住所	TEL	FAX
おしま学園	当別697番地	75-2211	75-3463

児童発達支援	住所	TEL	FAX
おひさま	追分7丁目8番8号	84-1505	48-7800
さくらの一む七重浜	七重浜2丁目36番2号	49-1111	49-1112
つくしんぼ学級	追分7丁目8番8号	49-0699	49-6648
多機能型事業所 てとて	七重浜1丁目12番18号	85-5704	86-5705

放課後等デイサービス	住所	TEL	FAX
さくらの一む七重浜	七重浜2丁目36番2号	49-1111	49-1112
多機能型事業所 てとて	七重浜1丁目12番18号	85-5704	86-5705
ともよくらぶ	七重浜2丁目32番1号	86-6410	84-6414
のあのあ	富川2丁目2番3号	73-9815	73-9815
はびねす	久根別2丁目6番5号	84-8585	84-8586
はびねすⅡ	久根別2丁目2番2号	83-6856	83-6857
北陽	東前39番5号	86-6812	86-6813
らしき	久根別1丁目28番2号	74-2551	74-2553
もあ	追分7丁目1番8号	68-1668	68-1668

障害児計画相談	住所	TEL	FAX
相談室つくしんぼ	追分7丁目8番8号	84-6200	48-7800

保育所等訪問支援	住所	TEL	FAX
おひさま	追分7丁目8番8号	84-1505	48-7800
つくしんぼ学級	追分7丁目8番8号	49-0699	49-6648

知的障害者入所施設（生活介護併設）	住所	TEL	FAX
新生園	当別697番地	75-2212	75-3464
明生園	当別697番地	75-2213	75-3465
侑愛荘	当別697番地	75-2238	75-3467
星が丘寮	当別697番地	75-2178	75-9466
ねお・はろう	当別697番地	75-2112	75-2000
ふじの学園	向野169番地	77-6446	77-1801
ワークショップまるやま荘	当別697番地	75-3018	75-2522

生活介護	住所	TEL	FAX
おしま菌床きのこセンター	追分6丁目1番12号	49-8611	49-7267
おしま屋	七重浜5丁目12番31号	49-7233	49-7236
クッキーハウス	久根別3丁目207番地	73-9185	73-9186
ワークセンターほくと	押上1丁目2番30号	74-3000	73-0400

居宅介護	住所	TEL	FAX
北斗市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	中野通2丁目18番1号	74-2515	83-1151
ヘルパーステーション ルーチェ	久根別1丁目7番10号	85-8527	73-5150

短期入所	住所	TEL	FAX
ふじの学園	向野169番地	77-6446	77-1801
明生園	当別697番地	75-2213	75-3465
ワークショップまるやま荘	当別697番地	75-3018	75-2522
星が丘寮	当別697番地	75-2178	75-9466
侑愛荘	当別697番地	75-2238	75-3467
新生園	当別697番地	75-2212	75-3464
おしま学園	当別697番地	75-2211	75-3463
ねお・はろう	当別697番地	75-2112	75-2000
サポートカーム	一本木142番1号	85-8638	85-8639
つぐみ荘	追分2丁目51番3号	49-2527	49-4034
グループホームはあと	飯生1丁目3番1号	73-7675	73-7675
ショートステイけやき	向野1丁目15番18号	77-7718	
サポートすばる	当別697番地	75-2244	75-3220

就労継続支援A型	住所	TEL	FAX
XKB	七重浜1丁目8番1号	83-2869	83-5207

就労継続支援B型	住所	TEL	FAX
ワークショップまるやま荘	当別697番地	75-3018	75-2522
クッキーハウス	久根別3丁目207番地	73-9185	73-9186
おしま菌床きのこセンター	追分6丁目1番12号	49-8611	49-7267
はあと	飯生1丁目14番9号	73-7675	73-7675
就労支援センターPORTハウス	久根別1丁目14番30号	84-5535	84-5535
オープンスペース又蔵さんち	向野1丁目15番17号	83-1687	83-1687
ら・ぱれっと	追分3丁目1番28号	50-8008	50-8028
ふくろう	七重浜3丁目10番20号	83-7860	83-7861
シードワークス	東前85-5 ホテル秋田屋3階	76-6230	76-6230

就労継続支援B型	住所	TEL	FAX
BEBOP【ビバップ】	本町1丁目5番4号	76-3589	76-3589
リバーズ	七重浜8丁目6番2号	83-7333	83-7393
アルほと	七重浜1丁目10番33号	85-6869	85-6870
サチエル・ロビンソン	七重浜2丁目26番14号	86-5943	86-5944
みらいと	押上2丁目1番7号	080-2458-7526	73-0739

自立訓練（機能訓練）	住所	TEL	FAX
共生型機能訓練センターいちほ	清水川1番地1	77-8200	77-8209

地域活動支援センター	住所	TEL	FAX
はあと（B型併設）	飯生1丁目14番9号	73-7675	73-7675

地域交流ホーム	住所	TEL	FAX
地域交流ホーム 夢	当別697番地	75-2042	75-2046

共同生活援助（グループホーム）	住所	TEL	FAX
ハイツつくし	向野1丁目1番38号	77-6446	77-6888
つぐみ荘	追分2丁目51番3号	49-2527	49-4034
明和荘	当別697番地	85-8586	85-8548
サポートカーム	一本木142番1号	85-8638	85-8639
サポートすばる	当別697番地	75-2244	75-3220
グループホームはあと	飯生1丁目3番1号	73-7675	73-7675
グループホームけやき	向野1丁目15番18号	77-7718	
グループホームPROGRESS	七重浜8丁目2番52号	87-0530	87-0350
ファニー北斗	七重浜2丁目19番31号	080-7176-3698	
グループホームつづりのいえ	本町2丁目1番18号	76-2600	76-0591
グループホーム寛ぎ	一本木135番1号	83-5836	83-5837

計画相談支援	住所	TEL	FAX
アシスト・ほと	久根別1丁目7番10号	84-6681	73-5150
相談支援事業所にじのはじまり	本町2丁目1番18号	76-2600	76-0591



---

発行：社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

☎0138-74-2500 (FAX) 0138-74-3655 (ホームページ) <https://www.hokutosyakyo.net>



北海道内社会福祉協議会  
イメージキャラクター

ほっとちゃん